

JGAP総合規則【家畜・畜産物】に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

| 受付 番号 | パブリックコメント版 | 提案者 | 問題点・疑問点・改正提案 | 対 応 | 公表版 |
|----------|------------------------------|---------------|--|--|------------------------------|
| | 章・項目番号 | | | | 章・項目番号 |
| 1-① | 7.1 JGAP の審査・認証 (3)標準審査時間 | NPO 法人 関係者 | JGAP 家畜・畜産物の管理点「5.アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づくチェックリストは 50 項目にもわたるため、審査を一日数時間で行うことは難しいと思われる。また、アニマルウェルフェアの改善に取り組んでいるか否かの確認は単日で行うことは不可能と考えられる。 このため、チェックリストの項目を一つずつまず一日審査をし、その後抜き打ちでもう一度審査を行い、改善されたか否かによって適合・不適合を判断することを提案する。あるいは、審査前の自己点検もしくは内部監査の段階でこれらのチェックリストの項目を一つずつ確認し、審査段階で改善されたか否かを判断することを提案する。 | アニマルウェルフェアに関する審査については JGAP 家畜・畜産物 2017 の管理点 7.1 に基づいて、農場の現場審査実施に先立ち、事前の自己点検を実施したうえで、自己点検を踏まえた取組み状況を確認することとしている。 このため、標準審査時間は、パブリックコメント版のままとしたい。 | 7.1 JGAP の審査・認証 (3)標準審査時間 |
| 1-② | 7.2 JGAP 認証が求める基準 への適合性 | 同上 | JGAP 家畜・畜産物の管理点「5.アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応が行われているかについてチェックリスト(附属書 I)を活用して、飼養環境の改善に取り組んでいる」となっているが、これについての適合・不適合の審査方法が明らかになっていない。申請者が提出したチェックリストを審査員が見る、あるいはヒアリングする等の方法では、論理性を欠く審査となってしまう。 このため、JGAP 家畜・畜産物の「5.アニマルウェルフェア」についての審査方法に関し、次のように明確に記載することを提案する。 ・チェックリストの項目ごとに、農場の記録台帳で審査する。 ・記録台帳では確認できない動物の取扱いについてのチェックリスト項目は、農場の視察で審査する。 | ご指摘は、JGAP 家畜・畜産物 2017 の農場用管理点と適合基準に関するものであるため、総合規則での対応は行っていない。 なお、アニマルウェルフェアについては、「JGAP 家畜・畜産物 2017 に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応」も参照していただきたい。 | 7.2 JGAP 認証が求める基準への適合性 |
| 1-③ | 7.3 審査のタイミングと条件 | 同上 | 「家畜・畜産物の生産は、ある一定の時期にしか行われぬ生産工程が存在する」ため、初回審査後の認証有効期間内に「維持審査」が行われるということであるが、初回審査時に確認できない生産工程があるにもかかわらず、認証を与えるのは正しい審査と言えない。維持審査とは、認証された仕組みがきちんと維持されているかを確認するものであり、初回審査で行われなかった審査を行うものではないと考える。 | 畜産農場における生産工程については、事前にすべての生産工程を自己点検したうえで、重要な工程が存在する時点で審査を実施することとしている。 | 7.3 審査のタイミングと条件 |

| 受付 番号 | パブリックコメント版 | | 問題点・疑問点・改正提案 | 対 応 | 公 表 版 | |
|----------|--------------------------|-----|---|---|--------|--------------------------|
| | 章・項目番号 | 提案者 | | | 章・項目番号 | |
| | | | したがって、初回審査ですべての生産工程を審査する、あるいは審査前の自己点検または内部監査の段階ですべての生産工程を確認しておくことを提案する。 また、アニマルウェルフェアは、JGAP において重要な管理点と位置付けられていることから、この生産工程には「5.アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づくチェックリストの各項目を含めるものとし、それぞれの項目について審査することを提案する。 | | | |
| 1-④ | 7.3 審査のタイミングと条件 | 同上 | 審査のタイミングが明確にされていない。 このため、生産工程に合わせて初回審査日時を設定する方が効率が良いと考えられる。審査のタイミングは、その実施時期が限定される「新生子豚の管理時(歯切り、断尾、去勢、個体識別)」、「離乳時」、「出荷時」を提案する。 ※出荷時は、豚の取り扱いが最も問題となるタイミングのため、チェックリスト項目「豚の取り扱い」を審査するのに最適であると同時に、チェックリスト項目「豚舎等の清掃・消毒をも審査できる時である。 | (1-③に同じ。) | | 7.3 審査のタイミングと条件 |
| 1-⑤ | 8.1 審査申込・日程調整 (1)申込内容 | 同上 | 申込内容にアニマルウェルフェアに関する書類が含まれていない。 このため、申込内容に「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づくチェックリストを追加することを提案する。 また、国内の畜産農場では、「水死」、「窒息死」、「焼却死」、「放置死」等の「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に反する方法を殺処分方法として採用している農場があることが明らかになっている。そのため、チェックリスト項目「病気、事故等の措置」については、動物の殺処分方法を明記させ、同指針や動物の愛護及び管理に関する法律に抵触する殺処分方法を採用している農場は、その時点で不適合とするのが妥当と考えられる。 | 申込内容については、農場の名称、所在地、代表者氏名、飼養家畜の種類と頭数、農場平面図等のほか、アニマルウェルフェアに関する基本情報として「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に基づくチェックリスト」を含めることとした。 (その他の提案については、上記1-②に同じ。) | | 8.1 審査申込・日程調整 (1)申込内容 |
| 1-⑥ | 11.2 審査員補の登録要件 | 同上 | JGAP 指導員基礎研修、JGAP 審査員研修の研修カリキュラムをこれから作成するにあたり、アニマルウェルフェアに関する事項も含まれると思うが、その内容が明らかになっていない。 このため、研修カリキュラムについて、アニマルウェルフェアを含むすべての内容を公開することを提案する。そうすることによって JGAP 認証がより客観的で信頼性の高いものになると考える。 | JGAP 指導員、審査員および内部監査員の養成研修におけるカリキュラムの内容については、アニマルウェルフェアに関する事項も含め、今後、具体的に検討することとしている。 | | 11.2 審査員補の登録要件 |

| 受付 番号 | パブリックコメント版 | 提案者 | 問題点・疑問点・改正提案 | 対 応 | 公 表 版 |
|----------|---|---------------|---|------------|---|
| | 章・項目番号 | | | | 章・項目番号 |
| 1-⑦ | 12.1.2 JGAP 内部監査員の要件 | 同上 | <p>①JGAP 内部監査員研修の研修カリキュラムをこれから作成するにあたり、アニマルウェルフェアに関する事項も含まれるものと思うが、その内容が明らかになっていない。このため、研修カリキュラムについて、アニマルウェルフェアを含むすべての内容を公開することを提案する。そうすることによって JGAP 認証がより客観的で信頼性の高いものになると考える。</p> <p>②アニマルウェルフェアは科学的なものであり、その判断指標には観察とともに専門知識が必要であることから「基本的な知識」ということだけで判断することは難しい。このため、次のように、その他の項目と分けて記載すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該動物についての習性や生態及びアニマルウェルフェアに関する知識を保有していること。 ・家畜衛生、動物用医薬品、飼料、農薬、肥料、労働安全および環境保全に関する基本的知識を保有していること。 | (上記1-⑥に同じ) | 12.1.2 JGAP 内部監査員の要件 |
| 2 | 11 JGAP 審査員 12 JGAP 内部監査員および JGAP 指導員 14 JGAP の研修および JGAP 研修機関の承認 | NPO 法人 関係者 | <p>JGAP 指導員基礎研修、JGAP 審査員研修、JGAP 内部監査員研修の研修カリキュラムが公開されない。(研修や各種資格の質を示す客観性が保証されない。)</p> <p>また、アニマルウェルフェアについての(研修内容の)要件が明確でない。</p> <p>このため、研修カリキュラムを一般に公表するべきである。また、研修カリキュラム内には、単にアニマルウェルフェアの基礎知識ではなく、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」や OIE(世界動物保健機関)の陸生動物規約(Terrestrial Animal Health Code)の7章「Animal welfare」などを参考にした具体的な要件を設けるべきである。</p> | (上記1-⑥に同じ) | 11 JGAP 審査員 12 JGAP 内部監査員および JGAP 指導員 14 JGAP の研修および JGAP 研修機関の承認 |
| 3 | — | 個人 | <p>JGAP のホームページおよび JGAP 家畜・畜産物のパブリックコメント版を拝見した。</p> <p>家畜・畜産物という名前で人間の食べ物になる生き物のことを考えた総合規則を作成してもらえのだろうか？消費する側の人間ばかりを基準にしたものであれば、かなり時代遅れの意味のない規則になりかねない感じがする。人間のために食料になる動物の自由・快適さ・寂しさや嬉しさ等の感情があること・人間との触れ合い、そのようなものが求められるようになるのか？</p> <p>個人的であるが、私は、現実の家畜の生活や取り扱われ</p> | (上記1-②に同じ) | |

| 受付 番号 | パブリックコメント版 | 提案者 | 問題点・疑問点・改正提案 | 対 応 | 公 表 版 |
|----------|------------------------|----------|--|---|------------------------|
| | 章・項目番号 | | | | 章・項目番号 |
| | | | <p>方、食肉等になるまでの過程を知り、その人間中心的な非人道的な方法にぞっとして、それ以来 15 年以上現在に至るまで肉や魚を食べていない。頂いた命に「いただきます。ありがとう」と感謝すれば良いというきれいごとではないことが判った。パブリックコメントを設けていることに日本もアメリカや欧州のように動物に対する基準を築いてくれることを期待している。私は、インドに在住している。インドはベジタリアン(菜食主義)という選択がしっかりある。野菜や植物の素晴らしさをインド人は知っている。肉を口にすることも毎日食べることはない。屋内の狭い場所に繋がれ、仲間とも交流できず、外の空気や土や草を踏めない動物たちのこと。ただ自分に置き換えれば、どれほど気の狂いそうなことかと、普通の人間であれば感じることができるはずである。</p> <p>外国のアニマルウェルフェア(動物福祉)等を参考にしてもらえればと思う。</p> <p>動物の取り扱いのチェック項目リスト内容等、詳細にすることが必要である。JGAP のホームページからでは、そのような大事な部分が明確にされていない気がするので、動物にとって優しさを含んだ規制になることを願っている。</p> | | |
| 4 | 7.1 JGAP の審査・認証 | 個人 | <p>アニマルウェルフェアの適合基準を読んだ時から感じていたが、「チェックリストを使用して改善に取り組んでいるか否か」をどのようにして審査するのかが明確になっていないのが問題である。このチェックリストが一つ一つ目視等でチェックされるのであれば、世界に誇れる GAP になると思うが、「申請者がチェックした表を確認するだけ」等にとどまるのであれば、客観性に欠ける認証となってしまう。</p> <p>このため、審査方法を明確に記載した方が良い。アニマルウェルフェアをきちんと審査するためには、チェックリストの項目ごとに農場を視察して「改善に向けた取り組みが行われているか否か」を審査するべきである。</p> | (上記1-②に同じ) | 7.1 JGAP の審査・認証 |
| 5 | 11.2 審査員補の登録要件 | 個人 | <p>研修カリキュラム作成の際に、動物福祉の内容を明確にするべきである。このため、研修カリキュラムの内容をすべて明確に公開、提示する必要がある。</p> | (上記1-⑥に同じ) | 11.2 審査員補の登録要件 |
| 6 | 7.2 JGAP 認証が求める基準への適合性 | 大学 教員 | <p>法のエンフォースメント(実現)が重要視されている。審査の実効性確保のための方法が明らかではない。</p> <p>このため、チェックリストごとに実際の状況を確認して審査することを明記して欲しい。</p> | 審査においては、「JGAP 農場用管理点と適合基準」の各管理点と適合基準に基づき、審査を実施し、適合性を確認することになっている。 | 7.2 JGAP 認証が求める基準への適合性 |

| 受付 番号 | パブリックコメント版 | 提案者 | 問題点・疑問点・改正提案 | 対 応 | 公表版 |
|----------|---|--|--|---|---|
| | 章・項目番号 | | | | 章・項目番号 |
| 7 | 3.用語の定義と説明 (19)外部委託 10.2.1JGAP 認証農場マーク (2)使用許諾範囲 | 大学 教員 (JGAP 審査員 ・農場 HACCP 指導員) | <p>①農場側の監視の届かない作業、例えば家畜の運搬等は、容易に外部委託だと判断できる。しかし、農場の経営者や作業者と一緒に作業する場合、例えば、農場側が指示を出しながら、酪農ヘルパーと一緒に搾乳作業を行い、完全に監視できる状況にある場合も外部委託となるのか。これは、農産物の審査で農場から意見される事例が少なからずある。このため、総合規則に農場の管理下にある場合においても外部委託に当るかどうかの明確な記載があると農場も審査員もスムーズに理解でき、審査時の不必要な議論を避けることができる。</p> <p>②JGAP 認証農場マークの使用許諾範囲として、『a)「認証農畜産物」およびその商品の包装資材・梱包資材』とあるが、畜産物の場合、認証範囲が出荷までであり、商品として店頭と並ぶ際には「と畜」や「生乳の殺菌」等の加工工程を経た状態となっていて、認証範囲を超えた状態となっている。農産物の場合、認証範囲として認められている「仕上げ茶」、「精米」については、JGAP 認証農場マークを使用することが認められているが、それ以外の加工品については、JGAP 農産物使用マークの使用となる。そのため、畜産物においても認証範囲として認められていない「と畜」、「殺菌」を経たものは、JGAP 農畜産物使用マークを使用する方がJGAP という一つのスキームとしての統一ができて良いのではないか。</p> | <p>① について； 外部委託については、「農畜産物の生産工程に関わる作業を外部の事業者へ委託すること」のみ定義しており、農場の管理下であるか否か等は判断に含まれない。 なお、本件については、今後、補完的な説明について検討したい。</p> <p>② について； JGAP 総合規則【家畜・畜産物】の 10.2.2 で定義しているとおり、と畜や生乳の殺菌等の加工工程を経た畜産物については、『「認証農畜産物」を原料として使用し、加工、製造した商品であることを表すマーク』である「JGAP 農畜産物使用マーク」を使用できることとしている。</p> | 3.用語の定義と説明 (19)外部委託 10.2.1JGAP 認証農場マーク (2)使用許諾範囲 |
| 8 | — | 個人 | 私は動物が好きで、残酷な扱いを受けている日本の畜産動物たちの実態を知ってからベジタリアンになった。動物たちが救われる規則になることを強く願っている。 このため、1-①から⑦までの意見に賛同する。 | (上記1-①から⑦に同じ。) | |

以上